



上田市地域協議会

～ 地域の個性や特性が活かされ
地域力が発揮されるまちづくりに向けて～



第10期任期 令和6年4月～令和8年3月

地域内分権の確立に向けて

- ① 身近な地域社会で住民が連携・協力し合って地域課題の解決や地域の個性・特性を活かしたまちづくりを進めることにより、地域の自立性や主体性・創造性を高めるための活動を推進します。
- ② まちづくり・地域づくりのパートナーである自治会や地区自治会連合会、住民自治組織等と互いの強みを活かし、弱みを補い合う取り組みを研究します。
- ③ 甚大化・頻発化する自然災害への備えやコロナ禍を踏まえ重要性を増しているデジタル化（負担軽減）の取組、グローバル化が進む時代において、何を継続し、何を縮小・廃止していくか、地域にあった選択が求められています。こうした地域のニーズを的確に捉え、市に適時適切に意見を述べます。

地域協議会とは

地域協議会は、地域をより良くしていくという目標に向かって、地域を良く知っている多様な人材が集まって、市に意見を述べたり課題を解決していくための提案をする審議会です。

地域協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の附属機関として条例で位置付けられています。委員の身分は、上田市の非常勤特別職として、報酬が支給されます。

地域協議会は、地域住民の意見や要望を集約し、政策づくりの段階から地域が参画・協働した「まちづくり」を推進するため、次の3つの視点を包含する独自の制度として、平成18年度に市内9地域に設置されました。

- (1) 合併に対する住民不安を解消する体制づくり
- (2) 住民の自治意識の高揚や住民協働の体制づくり
- (3) 地域の個性を生かし、地域のまとまりを大切にしながら、新生「上田市」全体の発展を目指す「分権型自治」実現の体制づくり

地域協議会の名称、対象区域及び当該協議会を所管する地域自治センター

地域協議会は、上田市地域協議会規則により、次のとおり設置されています。

名称	対象地区	所管する地域自治センター
上田右岸地域協議会	東部地区、南部地区、中央地区、北部地区、西部地区、塩尻地区、神川地区、神科地区及び豊殿地区	上田地域自治センター 豊殿地域自治センター
上田左岸地域協議会	城下地区、川辺地区、泉田地区、東塩田地区、中塩田地区、西塩田地区、別所温泉地区及び川西地区	上田地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地域	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地域	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地域	武石地域自治センター

地域協議会の組織構成、委員の条件などは

当該地域に在住する各種団体から推薦された者、学識を有する者、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。委員の任期は2年で、再任は可能ですが6年を超えて再任されません。会長、副会長は、委員の互選により選任されます。

委員の選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮します。また、女性登用率の目標を40%以上とします。

- 1 委員20人以内で組織します。
- 2 女性の委員は、原則として40%以上の登用を目標とします。
- 3 原則として、地域協議会の対象区域に住所を有することが必要です。
- 4 委員は、市長が選任しますが、対象区域の多様な意見が適切に反映されるように配慮します。
- 5 報酬を支給します。

※条例で日額6,800円(4時間未満の場合は3,800円)と定められています。

地域協議会の任務等は

地域協議会は、市長その他の市の機関の求めに応じて審議し、また、自ら意見を述べるすることができます。

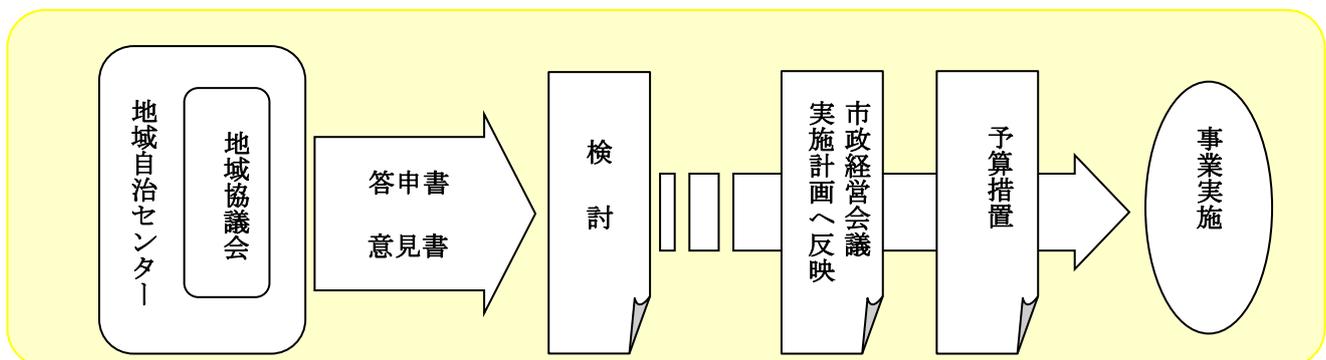
市長等が諮問や意見などを聞く具体的な事項は

- 1 市長等の諮問に応じて審議する事項
 - ① 新市建設計画の変更に関する事項
 - ② 基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
 - ③ 特に必要と認める事項
- 2 市長等が協議会の意見を聞く事項
 - ① 合併協定書の合意事項の見直しに関する事項
 - ② 公共施設の設置、又は廃止に関する事項
 - ③ 地域振興事業基金の活用に関する事項
 - ④ 特に必要と認める事項
- 3 協議会が自ら意見を述べる事項
 - ① 地域づくりに関する事項
 - ② 行政との協働に関する事項等
- 4 調査研究する事項
 - ① 住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

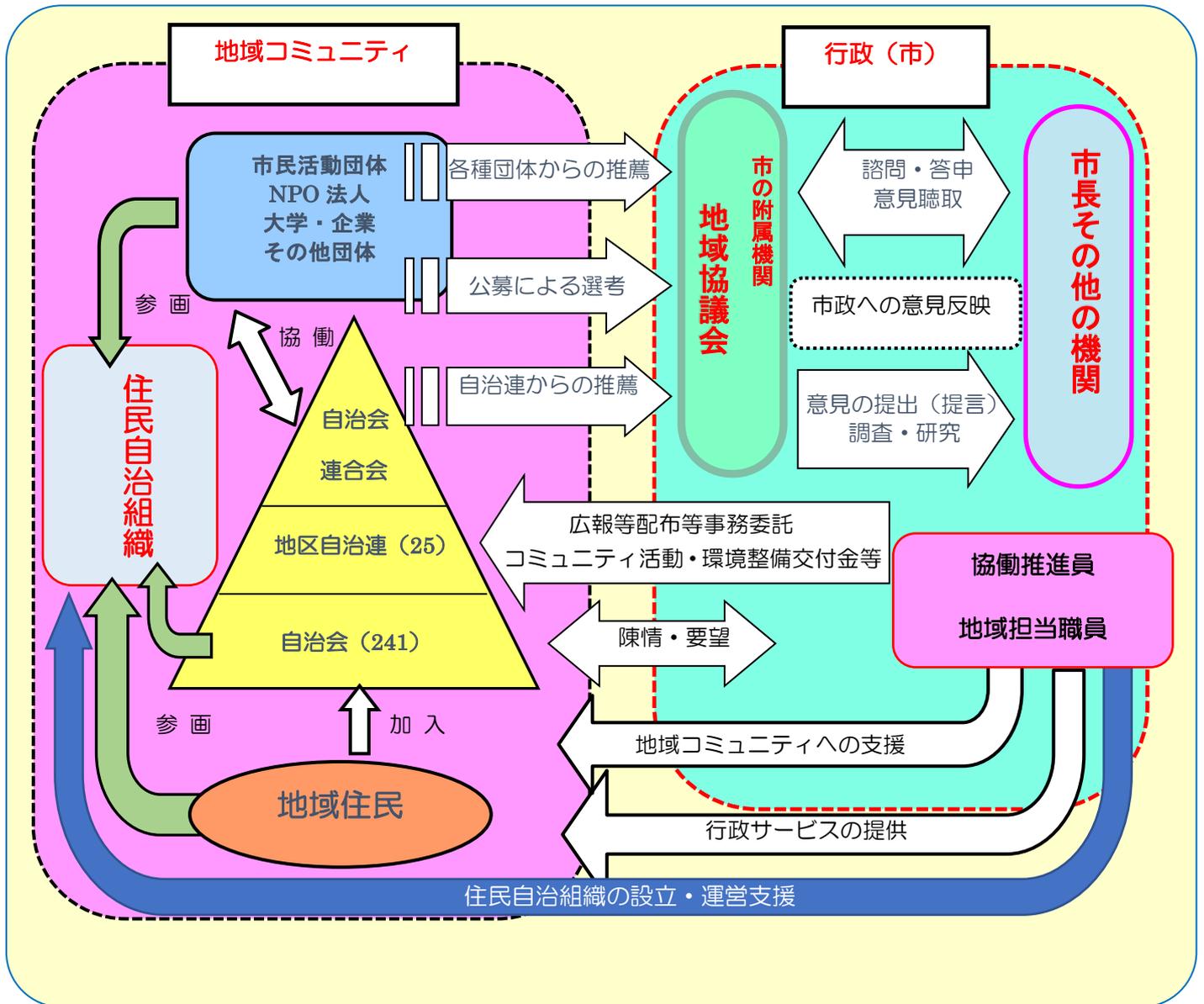
これまでに105件の意見書を市に提出しました。

意見等の反映の仕組み

地域協議会でまとめられた答申書、意見書等については、必要に応じ実施計画、予算等に反映され実施に移されます。意見に対する回答を別途行います。



地域協議会と地域コミュニティ、行政（市）の関係図



地域協議会の会議の傍聴は

各地域協議会の会議は、原則的に会議は公開とするように条例で定めています。ただし、個人に関する情報など、上田市情報公開条例に定める情報に関し審議する場合などは、理由を明らかとしたうえで、非公開とされることもあります。会議の開催については、上田市のホームページへ掲載し、お知らせします。

傍聴を希望される皆さんは、会議開催時刻の 10 分前までに、傍聴希望者受付用紙（会場入口に用意してあります。）に必要事項を記入して、係員に提出してください。

傍聴者にも会議資料を配布します。ただし、非公開とされた資料は除きます。

会議の公開にあたり、傍聴者は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会議の秩序維持と進行に協力し、協議会の長の指示に従っていただく必要があります。

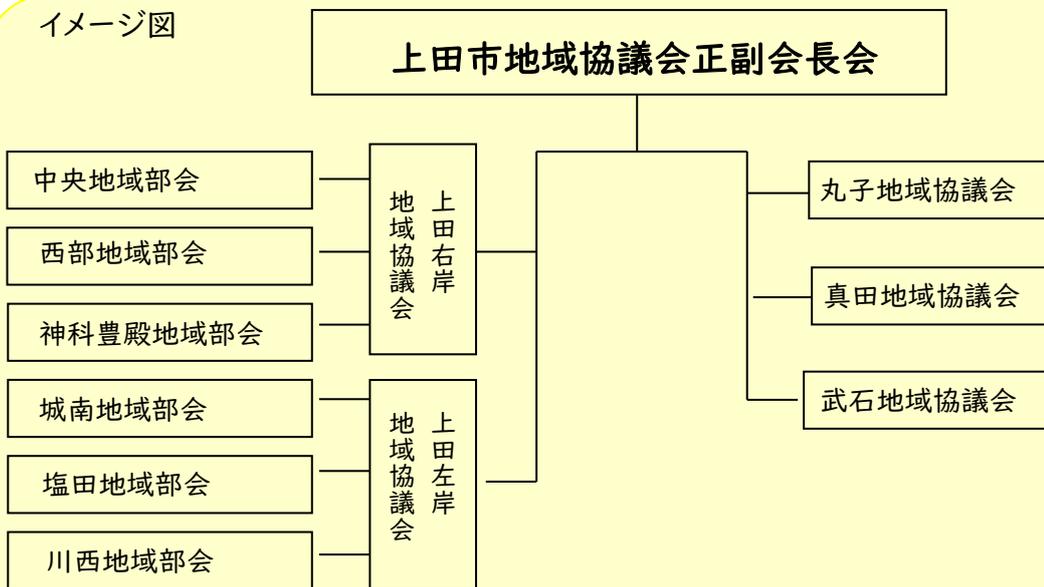
開催された会議の概要の公表

開催された会議の概要は、非公開（その理由を会議概要に明記します。）とされたものを除き公表します。公表は、上田市のホームページへ掲載します。

上田市全体の発展のために

上田市全体の一体感の醸成と均衡ある発展のために、各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の交換・共有、連携を図るため、それぞれの地域協議会選出委員で構成される「上田市地域協議会正副会長会」を設置しています。

イメージ図



市長への提言の様子



調査研究（地域巡り）の様子



地域協議会と住民自治組織の違い

	地域協議会	住民自治組織
位置付け	市の附属機関 (地方自治法第138条の4第3項) ★ <u>上田市地域自治センター条例</u> により設置	地域住民の自主性により設立されるまちづくり組織 (自治基本条例第13条第3項) 【任意団体】
委員・役員の身分等	非常勤の特別職 (市長からの委嘱)	地域住民や参画する各種団体から選出
任務 (役割)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長等からの諮問に対する審議・答申 ● 市長等からの意見聴取に対して意見を述べる ● 対象地域に係る事項について市長等に対して自ら意見を述べる (提言) ● <u>住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行う</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● (単一の自治会で実施できない or 今後実施できなくなる) 防犯・防災、高齢者福祉、子育て、環境整備といった地域課題について、広域で対応することが効果的・効率的な事業の実施 ● <u>地域まちづくり計画の策定・実践 (地域課題の洗い出しや解決方法の研究)</u>
比較	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>市の附属機関としての任務を遂行。役割が異なる住民自治組織が地域協議会に代わることはできない。(条例改正が必要)</u> ◆ 地域協議会からの提言に対して、市は必要と認める場合は適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会との役割分担のもとで、地域課題の解決やまちづくりを担う「実働組織」 → <u>活動資金として市から交付金が支給される。</u> ◆ 地区連と連携して、地域の合意形成を図り、市に対して要望 (市との協働事業に関する事項) を提出することはできる。

住民自治組織の具体的な活動事例

〈市内の活動事例〉

- ◆ **活動周知・情報発信**
広報の発行・ホームページの開設・エリアトークの運営 (武石地域)
- ◆ **防犯・防災**
防災マップの作成・子供への声かけ運動 (登下校時)
- ◆ **高齢者福祉**
高齢者等地域住民交流 (サロン、歌声喫茶など)
- ◆ **子ども育成**
放課後児童広場見守り、子ども育成活動への支援
- ◆ **地域交通**
コミュニティバス (豊殿地域)
- ◆ **環境衛生**
地域美化活動、花いっぱい運動
- ◆ **収益事業**
コミュニティビジネス (川西地域：柿活用事業)
- ◆ **全般**
地域課題解決に向けた各種セミナーの開催
地域おこしイベントの実施

〈先進市町村の事例〉

- 高齢者見守り事業 (声かけ、要援護者把握など)
 - 地域交通 (有償運送、無料送迎など)
 - 各種代行サービス (買い物、雪下ろしなど)
 - 特産品開発・販売
 - 生活サービス提供事業 (GS, 商店の経営)
 - 婚活支援 (縁づくり)
- 更に先進的な取組事例**
- 公民館・道の駅などの指定管理

市からの協働体制 (サポート体制)

★ 地域担当職員

住民自治組織 1 組織に1名が運営全般の相談窓口として対応
※中央、神科・豊殿、城南地域は2組織を1名で対応

★ 協働推進員

市役所組織の課所から課長補佐・係長級が各1名
行政本来の業務と住民自治組織活動の協働をコーディネート
専門分野などの相談が可能
行政内の横断的協働も推進

地域づくりを担う上田市の組織(団体)の状況

〈令和6年4月1日現在〉

①. 地域協議会の変遷

設置根拠(位置付け) 地方自治法第138条の規定による市の附属機関として条例で設置

(上田市地域自治センター条例)

年	平成 18年	令和 4年	
経過	上田中央 地域協議会	令和6年4月1日住基人口(世帯数)	
	上田西部 地域協議会	63,844人(30,309世帯)	再編(令和4年)
	神科・豊殿 地域協議会	…人口減、世帯増	
	上田城南 地域協議会		
	塩田 地域協議会	54,987人(24,805世帯)	再編(令和4年)
	川西 地域協議会	…人口増、世帯増	
	丸子 地域協議会	20,484人(9,197世帯)…人口減、世帯増	
	真田 地域協議会	9,511人(4,069世帯)…人口減、世帯増	
武石 地域協議会	3,156人(1,380世帯)…人口減、世帯減		

一中、二中、三中、五中区域

四中、六中、塩田中区域

丸子中、丸子北中区域

真田中、菅平中区域

依田窪南部中区域

平成 | 令和

②. 住民自治組織の変遷 設立順

特定の目的を持った市が認める地域コミュニティ組織(任意団体)

自治基本条例第13条に規定

川西まちづくり委員会	1	平成28.3.22~	1地区連2小学校
丸子まちづくり会議	2	平成28.3.29~	5地区連4小学校
神科まちづくり委員会	3	平成28.5.22~	1地区連1.5小学校
豊殿まちづくり協議会	4	平成28.7.16~	1地区連1小学校
住みよい武石をつくる会	5	平成29.3.30~	1地区連1小学校
川辺泉田まちづくり協議会	6	平成29.5.30~	1地区連1.5小学校
塩田まちづくり協議会	7	平成29.6.4~	4地区連3小学校
城下まちづくり未来会議	8	平成29.6.17~	1地区連1.5小学校
真田の郷まちづくり推進会議	9	平成29.7.1~	3地区連4小学校
西部地域まちづくりの会	10	平成30.6.26~	1地区連2小学校
神川まちづくり委員会	11	令和1.6.16~	1地区連1小学校
北部地区まちづくり協議会	12	令和3.11.28~	1地区連1小学校
南部地区まちづくり協議会	13	令和5.2.20~	1地区連0.5小学校

平成27年3月にモデル地区として準備会が先行的に設立

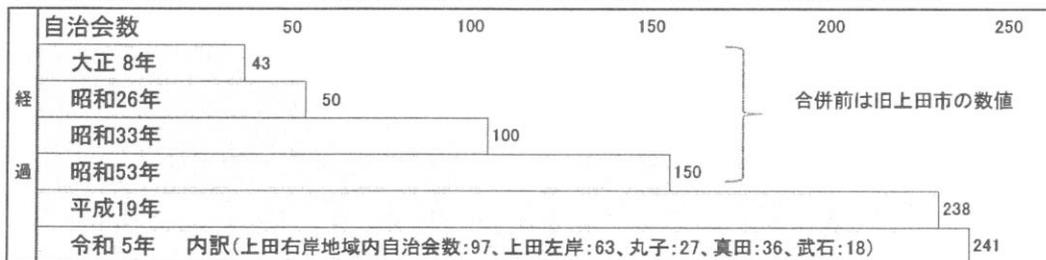
※令和5年4月から最小単位は、地区連単位ではなく、小学校区単位を基本とする制度見直し(ただし、地区連単位でも可能)

※蛇沢自治会が、神科地区から北部地区へ地区連を変える(R5.1.1)

上田市全体では、25地区自治会連合会、25小学校

③. 自治会の変遷

特定の目的を持たない地縁による地域コミュニティ組織(任意団体)



④. 認可地縁団体

- ・上田地域 19
 - ・丸子地域 4
 - ・真田地域 6
 - ・武石地域 11
- 計 40

地方自治法第260条の2の規定により市長の認可を受けた地縁による団体。不動産を団体名義で所有し登記することができる。

⑤. 地域別の増減

		平成18年(4月1日)		平成28年(4月1日)		令和6年(4月1日)		合併時からの動向	
		人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
上田右岸	上田中央 地域管内	31,010	12,944	31,181	14,128	30,788	15,183	→	↗
	上田西部 地域管内	12,715	5,069	12,467	5,468	12,089	5,849	↘	↗
	神科・豊殿 地域管内	21,466	7,894	22,056	8,912	20,967	9,277	↘	↗
上田左岸	上田城南 地域管内	28,130	10,827	29,570	12,306	29,331	13,365	↗	↗
	塩田 地域管内	20,879	7,475	20,282	8,228	19,299	8,603	↘	↗
	川西 地域管内	7,398	2,590	7,053	2,804	6,357	2,837	↘	↗
丸子 地域管内	24,076	8,589	22,706	9,158	20,484	9,197	↘	↗	
真田 地域管内	11,585	3,798	10,493	3,947	9,511	4,069	↘	↗	
武石 地域管内	4,173	1,422	3,623	1,443	3,156	1,380	↘	↘	
上田市全体	合計	161,461	60,608	159,460	66,420	152,002	69,775	↘	↗

地域振興事業基金・公共施設整備基金内訳表				R6.3.31現在	
				(単位:円)	
基金の状況	令和4年度末残高	令和5年度中の増減		令和5年度末残高	
	最終	積立	取崩	最終	
新市造成分① (市民参加・協働推進課所管分)	3,141,197,573	14,922,678	67,450,769	3,088,669,482	
持寄分②	763,351,485	76,335	11,509,855	751,917,965	
内 訳	上田	209,013,084	20,901	0	209,033,985
	丸子	268,496,787	26,850	2,940,014	265,583,623
	真田	78,958,902	7,896	7,174,970	71,791,828
	武石	206,882,712	20,688	1,394,844	205,508,556
地域振興事業基金 合計①+②	3,904,549,058	14,999,013	78,960,624	3,840,587,447	
公共施設整備基金③	642,621,798	0	57,197,000	585,424,798	
内 訳	上田	19,789,373	0	0	19,789,373
	丸子	602,431,415	0	57,197,000	545,234,415
	真田	7,198,259	0	0	7,198,259
	武石	13,202,751	0	0	13,202,751
合計(①+②+③)	4,547,170,856	14,999,013	136,157,624	4,426,012,245	

上田市地域協議会

事務局

上田市 市民まちづくり推進部 市民参加・協働推進課
〒386-8601

長野県上田市大手一丁目11番16号

TEL 0268-75-2230

FAX 0268-23-5246

E-mail: mati@city.ueda.nagano.jp

丸子地域協議会

事務局

上田市 丸子地域自治センター 地域振興課
〒386-0404

長野県上田市上丸子1612番地

TEL 0268-42-1041

FAX 0268-43-3666

E-mail: mtiiki@city.ueda.nagano.jp

令和5年

	11月	12月	1月	2月	3月	分科会協議	備考
全地域行事	・まちづくり講演会 (協議会出席者13人:全体210人)						
正副会長会							
上田右岸 地域協議会	・「上田・長野間における水道事業広域化の検討に対する意見」の進捗状況について ・分科会ごとの調査研究	・上田市に提出する意見書(案)について ・分科会ごとの調査・研究	・上田市に提出する意見書(案)について	中止	・意見書に対する市からの回答について ・地域振興事業基金(持寄分)の取崩しについて	【第一分科会】 教育・福祉・子育て 【第二分科会】 公共施設・事業 【第三分科会】 建設・産業	
上田左岸 地域協議会	・各分科会からの調査研究にかかる進捗状況の報告 ・分科会ごとの調査・研究	・上田市に提出する意見書(案)について ・分科会ごとの調査・研究	中止	中止	・意見書に対する市からの回答について ・地域振興事業基金(持寄分)の取崩しについて	【第一分科会】 自治・まちづくり 【第二分科会】 子育て・福祉・教育 【第三分科会】 産業・地域振興	
丸子 地域協議会	本会中止、文化財・歴史分科会のみ開催 丸子郷土博物館の視察	・「国民宿舎鹿月荘」と「鹿教湯健康センター(ケアハウスかけゆ)」について(丸子産業観光課) ・地域振興事業基金(持寄分)充当事業について ・分科会協議	本会中止、交通分科会のみ開催(協議)	・路線バスの減便等について(交通政策課) ・地域振興事業基金(持寄分)充当事業の追加について(丸子地域振興課)	・第9期地域協議会の活動まとめ	【第一分科会】 子どもの居場所ある地域づくりについて(子育て・福祉分科会) 【第二分科会】 地域の公共交通システムについて(公共交通分科会) 【第三分科会】 その他として地域課題について話し合う→文化財を活かした地域づくりについて(文化財・歴史分科会)	
真田 地域協議会	・上田市小中学校のあり方に関する基本方針について	・真田地域の将来に向けての自由討議(第3次上田市総合計画策定に向けて)	・地域振興事業基金の活用について	・路線バスの減便等について ・第10期地域協議会に向けた協議内容の引継ぎについて	・第10期地域協議会に向けた協議事項の引継ぎについて ・真田の郷まちづくり推進会議評議員会		
武石 地域協議会	中止	・武石温泉「うつくしの湯」における意見募集の結果について ・第7回地域協議会協議内容の確認について ・令和6年度当初予算における地域振興事業基金充当事業について	中止	中止	・第9回地域協議会協議内容の確認について ・第10期への申し送りについて	※武石地域協議会に外部団体も参画した専門部会「温泉施設在り方検討部会」を設置 協議内容:武石地域における温泉施設の今後の在り方について(令和5年3月から7月まで 計5回開催)	
住民 自治組織	・まちづくり講演会 (住民自治組織出席者41人:全体210人)※協議会と重複2名 ・お出かけ懇談会(川西まちづくり委員会)	・お出かけ懇談会(川辺泉田まちづくり協議会)	・お出かけ懇談会(塩田まちづくり協議会)				